

自由が丘地区  
市政懇談会資料

令和元年11月9日



市政懇談会出席者一覧

役 職	氏 名
市 長	なか 仲 た かず ひこ 田 一 彦
副 市 長	おお 大 にし ひろ し 西 浩 志
副 市 長	ごう 谷 だ ひとし 田 仁
教 育 長	にし 西 もと のり ひこ 本 則 彦
総合政策部長	やま 山 もと よし ふみ 本 佳 史
総務部長	いし 石 だ ひろし 田 寛
市民生活部長	ほり 堀 うち もと よ 内 基 代
健康福祉部長	いわ 岩 さき くに ひこ 崎 国 彦
産業振興部長	よし 吉 おか まさ とし 岡 雅 寿
都市整備部長	ます 増 だ ひで なり 田 秀 成
上下水道部長	やす 安 ふく あき ひろ 福 亮 博
議会事務局長	し 清 みづ さと し 清 水 悟 史
消防 長	ふじ 藤 わら ひで ゆき 原 秀 行
教育総務部長	いし 石 だ ひで ゆき 本 英 之
教育振興部長	おく 奥 むら ひろ や 村 浩 哉

## 地区からの意見・提言

### 自由が丘地区

	意見・提言の内容	回答者
1	自治会組織、自治会活動の理解と加入促進にむけたリーフレット作成、発行時期について	市民生活部長
2	自治会条例制定についての調査研究状況について	市民生活部長
3	通学路交差点及び歩道のカラー化について	都市整備部長
4	(都)神戸・三木線及び(都)広野吉田線の進捗状況について	都市整備部長
5	志染駅南側再開発計画、北側ロータリーのあるべき姿について	都市整備部長
6	自由が丘地区 自治会未加入者に対する加入促進に対する提言 ア 「三木市・自由が丘連名の啓発看板」の設置 イ 道路等設置のごみステーションに「稼働式ごみ収納庫」の設置	市民生活部長
7	万が一の災害時の安全対策について ア 実態に即したルール、マニュアルつくり イ 災害時に向けたインフラの整備	総合政策部長
8		

市政懇談会 意見・提言に対する回答

地区名	自由が丘地区	
意見・提言	1	自治会組織、自治会活動の理解と加入促進にむけたリーフレット作成、発行時期について（自由が丘市民協議会 暮らし・生活部会）

(内容)

暮らし生活部会で議論を重ね完成したリーフレットを市民協働課に提案したところ、三木市として全体の地域に配付できるリーフレットを作成すると昨年12月議会でも答弁しており、自由が丘地区で作成されたリーフレットを参考にして作成したいとのことです。

よって、暮らし生活部会として、三木市に提案したいことは、自治会加入促進にむけて早急にリーフレットの作成と配付に取りかかるようにしてもらいたい。

回答 (担当課) 市民生活部 市民協働課

昨年度の市政懇談会における自治会加入促進にかかるリーフレット共同作成のご提案、ならびにそれに向けたリーフレット案のご提供について誠にありがとうございます。

ご提案いただいた案については、住民自ら検討され、作成されているものであり、たいへん貴重なものであると考えます。

市は、昨年度の市政懇談会以降、自治会活動の実態を把握するためのアンケートを実施しました。区長協議会と調整しながら、アンケート結果を踏まえた内容を加え、全市的に共通して利用できるリーフレットづくりを検討しています。

リーフレットについては、転入が多くなる3月中旬には配布できるように準備を進めてまいります。

## 市政懇談会 意見・提言に対する回答

地区名	自由が丘地区	
意見・提言	2	自治会条例制定についての調査研究状況について (自由が丘市民協議会 暮らし・生活部会)
(内容)		
昨年度の市政懇談会での市から「他県や他市の状況を調べる」との回答に基づき、その進捗状況を報告願いたい。		
回答	(担当課) 市民生活部 市民協働課	
<p>平成28年7月時点で、約20の自治体で自治会加入促進に関する条例が制定されています。</p> <p>他市町で既に制定されている条例では、自治会への加入に対する市の姿勢や方向性が示されています。「自治会への加入を強制できるものではない。」という最高裁の判例もあることから、長野県塩尻市においても、条例で自治会への加入を義務付けせず、市民へのお願いとして運用しています。</p> <p>塩尻市に聞き取りを行ったところ、条例制定後、自治会の加入率は一時増加しましたが、再び低下し、現在では条例制定前の水準となっているとのことです。他市町と同様、新たな転居世帯や高齢者、集合住宅の住民などの自治会離れが進んでおり、同市は「みんなで支える自治会条例」を制定することで、自治会加入促進への姿勢を示すものの、自治会を取り巻く環境や課題は他市町と同じような状況となっています。条例により市としての姿勢や方向性を示すことも、自治会への加入促進に当たってのひとつ的方法ではありますが、その実効性については、まだまだ検討を進める必要があると考えています。</p> <p>現時点では市としては、他市町の状況や自治会アンケートの結果などを踏まえ、まずはリーフレットの配布など自治会活動のPRや配布物の削減をはじめとする自治会役員の業務軽減策について優先的に取り組む必要があると考えており、それらを通じた自治会への加入促進を推進することで、その姿勢を示してまいります。</p>		

市政懇談会 意見・提言に対する回答

地区名	自由が丘地区	
意見・提言	3	通学路交差点及び歩道のカラー化について (自由が丘市民協議会交通部会)

(内容)

神姫バス恵比須駅～三宮路線の通学路交差点のカラー化5か所、及び通学路歩道のカラー化3か所の場所

1) 自由が丘小学校

①(株)ミック西自由が丘前信号交差点【緑色】

2) 自由が丘中学校

②セブンイレブン中自由が丘前信号交差点【緑色】

③同上交差点より約400mの通学路両側の歩道【緑色】

④津田酒店東3丁目信号無交差点【赤色】

⑤同上交差点より約500mの通学路両側の歩道【緑色】

3) 自由が丘東小学校

⑥ドックサロンWOOF東2丁目信号交差点【緑色】

⑦自由が丘東郵便局前信号交差点【緑色】

⑧同上交差点より約150mの通学路両側の歩道【緑色】

回答 (担当課) 都市整備部 道路河川課

現在、通学路の安全対策として、自由が丘をはじめ市内でカラー舗装の取組を進めています。

市で進めているカラー舗装については、

①赤色表示

小学校付近の通学路で信号がない交差点等において、ドライバーに対し通学児童への注意喚起を目的とし赤色表示の整備をするもの。

②緑色表示

通学路で歩道のない路側において、ドライバーに対し通学児童への注意喚起を目的とし緑色表示の整備をするもの。

などの基準により整備しています。

今年度においては、自由が丘の五叉路交差点から西へ入った交差点(市道自由が丘5号線)においてカラー舗装(赤色)を施工します。

現場確認した結果、

① 株) ミック西自由が丘前信号交差点について

⇒信号のある交差点であることなどから、カラー舗装の対象ではありません。

② セブンイレブン中自由が丘前信号交差点について

⇒信号のある交差点であることなどから、カラー舗装の対象ではありません。

③ 同上交差点より約400mの通学路両側の歩道について

⇒歩道のある路側のため、カラー舗装の対象ではありません。

④ 津田酒店東3丁目信号無交差点について

⇒カラー舗装について、関係機関との協議が整った段階で実施してまいります。

⑤ 同上交差点より約500mの通学路両側の歩道について

⇒歩道のある路側のため、カラー舗装の対象ではありません。

⑥ ドックサロンWOOF東2丁目信号交差点について

⇒信号のある交差点であることなどから、カラー舗装の対象ではありません。

⑦ 自由が丘東郵便局前信号交差点

⇒信号のある交差点であることなどから、カラー舗装の対象ではありません。

⑧ 同上交差点より約150mの通学路両側の歩道

⇒歩道のある路側のため、カラー舗装の対象ではありません。

通学路のカラー舗装については、現地を確認し教育施設課など関係課や警察等とも調整しながら、市の基準に照らし合わせつつ、検討・整備してまいります。

市政懇談会 意見・提言に対する回答

地区名	自由が丘地区	
意見・提言	4	(都) 神戸三木線及び(都) 広野吉田線の進捗状況について(自由が丘市民協議会交通部会)

(内容)

県道神戸三木線は特に神戸電鉄粟生線と並行する緑が丘駅付近から志染駅付近の区間が慢性的な渋滞を繰り返している。

大災害時に多様な避難路の確保ができ、安全・安心な街づくりに寄与する。

「南海トラフ巨大地震」M8の30年以内の発生確率は70~80%が見込まれる。過去1400年間に100年~200年の周期で8回発生しており、1946年の昭和南海地震(M8.0)からすでに73年が経過している。

回答	(担当課) 都市整備部 都市政策課 道路河川課
----	----------------------------

都市計画道路の役割は、人や物を円滑に移動させるための交通施設、災害時の避難路・物資輸送路としての都市防災機能などさまざまなものが考えられます。

主要地方道 神戸三木線は、神戸方面、若しくは緑が丘、自由が丘地区にお住まいの方などが志染駅周辺の商業施設や国道175号へアクセスするため、特に志染駅周辺で交通が集中し、慢性的な渋滞を誘発し、通勤時間帯には1km近い渋滞が発生しています。

このような状況から、そのバイパスとなる都市計画道路 神戸三木線は、志染駅周辺まちづくり構想を推進することや、ご意見にもありますとおり、防災の役割も担うことから、市として最も優先度が高い路線として認識しているため、昨年12月から県と一緒に当都市計画道路のあり方について勉強会を行っています。

当路線は、県道のバイパスとなるため、市の整備方針との調整をしながら事業化について引き続き要望してまいります。

また、(都) 広野吉田線につきましても県が事業主体となり進めている路線で、現在事業化している区間は、志染町吉田から自由が丘本町間で整備延長450mです。用地確保が難航している箇所があることから、R5年度を完成目標の年度としていると聞いております。志染駅付近の整備につきましては、志染駅周辺まちづくり基本構想とあわせ、整備に向け

協議や調整を行っていくことと考えています。

市政懇談会 意見・提言に対する回答

地区名	自由が丘地区	
意見・提言	5	志染駅南側開発計画、北側ロータリーのあるべき姿の提言（自由が丘市民協議会駅前活性化部会・交通部会）

(内容)

<現状認識>

1. 神戸電鉄粟生線の乗降客減少は深刻な問題である
2. 自由が丘地域の商業活動の中心地、「志染駅前（南北）」活性化は緊急課題
3. 志染駅北側、商業施設の利活用、南北ブリッジ等駅前活性化策の論議が必要である  
（昨年市政懇談会提案）
4. 三木市の構想である「志染駅前再開発」をより早く、実現させる為、周辺自治会も一致協力してゆく必要性がある  
（自由が丘、広野地区、三木南地区）
5. 「交番所」の最適配置も論議する必要性がある

<提言内容>

1. 三木市内で一番人口の多い、且つ神戸電鉄乗降客が多い「志染駅前（南北）」を再開発することにより、三木市の核としての志染駅（駅、駅前環境整備）が整い又周辺環境整備（神戸電鉄、バス網の整備、雨天対策・・・）を行う事により
  - 1) 駅前（北側ロータリー、南側再開発エリア）への大型観光バス発着場所の設置。
  - 2) 旅行社の運行拠点、西神中央、その他地域路線、明石市、西脇市、加東市等への拠点・・

※市内、自由が丘地区内住民及び周辺市町からの住民を神戸電鉄利用、駐車場活用等による電鉄利用者増を狙う。

2. 志染駅南北ブリッジの設置（高齢者、商業施設利用者の利便性、安全性向等に寄与できる）

※雨天時等駅ナカ踏切を横断するのは危ない、※簡単、安全に南北商業施設で買い物をしたい。

3. 安全、安心な駅前の為に「交番所」の設置

そのために 自由が丘市民協議会は

1. 「駅前再開発事業」青写真の三木市からの「早期の具体案提案」

の提言を待つ

2. その具体案提言を受け、自治会は全面的に協力してゆく  
(広野地区、三木南地区自治会とも協議する)
3. 住民の声を集約、一本化させるよう行ってゆく (自由が丘市民協議会 駅前活性化部会・交通部会)

回 答	(担当課) 都市整備部	都市政策課
	都市整備部	交通政策課
	市民生活部	生活環境課

神鉄志染駅南側エリアの再開発は、地域の活性化に必要であると認識しており、「三木市都市計画マスタープラン」の中で志染駅付近を「土地利用について検討を進めるエリア」として位置付けております。

今年度、「志染駅周辺まちづくり基本構想」を策定し、その中で、志染駅の南北を結ぶ陸橋の設置など、駅の南側と北側が一体利用できるような基本構想の検討を行っているところです。

つきましては、基本構想の素案ができた段階で、地元役員様にも御確認いただきたいと考えており、基本構想がまとまりましたら関係機関との協議内容や概算費用を踏まえて事業の成否や実施時期について検討したいと考えております。

なお、駅北側での大型観光バスの発着場の設置につきましては、駅前に大型バスが乗り入れることとなるため、それ相応の広さが必要となることはもちろんのこと、駅までのアクセス道路における、幅員や交差点の形状、路上駐車対策などの課題を解消する必要があると考えます。

このため、市としては、こうした課題の解消が現実的に可能であるかを含め、慎重に検討する必要があると考えます。

交番所の設置については、昨年も回答しましたように、まず移転候補地を自由が丘地区、三木南地区で協議いただく必要があります。ご要望があれば協議の場を調整いたしますので、両地区の総意をお示しください。その候補地について、「志染駅周辺まちづくり基本構想」の内容も踏まえて、土地の取得を含め警察等との協議を進めたいと考えております。

市政懇談会 意見・提言に対する回答

地区名	自由が丘地区	
意見・提言	6	自治会未加入者に対する加入促進に対する提言（自由が丘市民協議会・区長協議会）

(内容)

ア 「三木市・自由が丘連名の啓発看板」の設置

1) 啓発看板内容：「ここのごみステーションは、三木市が自治会へ委託、管理運営されています。是非自治会に加入しましょう。三木市、自由が丘市民協議会」

2) 期待する効果：

- ①市民に三木市と自治会との一体性を理解させる。
- ②ごみステーションが「自治会委託・管理運営」を周知する事に寄り、未加入者の加入促進が期待出来る。

3) 具体的啓発看板（案）：

「ここのごみステーションは、三木市が自治会へ委託、管理運営されています。是非自治会に加入しましょう。三木市、自由が丘市民協議会」

※三木市と自由が丘市民協議会（自治会）が一体となった取り組みがポイントである。

イ 道路等設置のごみステーションに「稼働式ごみ収納庫」の設置

1) 稼働式ごみ収納庫 概要：別紙写真（案、イメージ）

- 2) 期待する効果：①自治会未加入者の加入促進  
 ②不法、指定日に地区外投棄、不法投棄への抑制効果  
 ③周辺環境美化効果

ウ 三木市への要望：

- 1)ごみステーション設置場所確保への万全の協力体制を要請する。
- 2)「・・・収納庫」設置に対する「補助金」制度の設置を要請する。

回答 (担当課) 市民生活部 環境課

現在ごみステーションについては、自治会未加入者につきましても、利用する上での必要な経費や管理作業の出役を負担頂くなどされ使用されていると思います。

今回ご提案されています「三木市・自由が丘連名の啓発看板」の設置については、記載内容が自治会への加入とごみステーションの使用を直接関連づけ誤解させる表現となっていますので、内容を「このごみステーションは、自治会が三木市から設置を承認され、管理運営をしています　自由が丘市民協議会　」に変更されても、市と自治会との一体性が理解されます。

「稼動式ごみ収納庫」の設置については、現在、自由が丘地区では住宅開発事情によりごみステーション設置場所の確保が充分にできないことが原因で、やむを得ず路上を一時使用してごみステーションを設置されている状況です。路上を一時使用しているごみステーションでは、通行人や通行車両への通行の妨げにならないよう、安全の確保や配慮も必要です。また、風などの自然状況への対応など、管理がより一層必要となります。従いまして、道路等に設置のごみステーションに「稼動式ごみ収納庫」を設置することは困難であると考えます。

次に、ご要望の「ごみステーション設置場所確保への万全の協力体制」については、「三木市ごみステーションの設置及び管理に関する指導要綱」（以下「要綱」という。）で、ごみステーション設置場所の確保は自治会がしていただくこととなっており、要綱上の設置基準に合致していれば承認します。

また、「設置に対する補助金制度の創設」については、ごみステーションの設置や管理費用を、各自治会で引き続きご負担くださいますようお願いします。なお、他地域からのごみの搬入防止につきましては、防止看板の設置をして頂いた上で改善が見られない場合は、個別にご相談ください。

市政懇談会 意見・提言に対する回答

地区名	自由が丘地区	
意見・提言	7	万が一の災害時の安全対策について ア 実態に即したルール、マニュアルつくり イ 災害時に向けたインフラの整備 (自由が丘市民協議会・区長協議会)

(内容)

1. 実態に即した、ルール、マニュアル作りを行う。
2. 我々（三木市、自由が丘市民協議会）が持っている資源（自治会、民生児童委員、青少年補導委員、社協、人の目の垣根隊、自由が丘消防隊、老人会等多様な組織…）をどう組織化し、万が一の場合、有効活用出来るのかを至急対応する必要がある。
3. トータルなルール作りを早急に行って欲しい。（警戒レベル
- 3・4 何処に避難するのか）
4. 高齢者、一人住まいの高齢者、情報不足の自由が丘市民等に對して誰が対応するのか…明確な運営組織体制作りが必須
5. 一時避難場所（集会所）の安全、安心を行政の目で確認して欲しい事。耐震基準、備品類、その他基準をクリア出来ている事等…その対応が必須
6. 諸団体・組織との連携の検討をして欲しい。  
自治会、民生児童委員、青少年補導委員、社協、人の目の垣根隊、老人会、自由が丘消防隊…その他団体等との意思統一、一体化した体制作り等が必要である事  
※現状は被害状況全体を把握し、判断する組織、体制になっていないため、細かな行動、運営が出来ない

回答 (担当課) 総合政策部 危機管理課

三木市では、区長協議会連合会に参加されています193の自治会全てにおいて、それぞれ自主防災組織を結成いただいております。自主防災組織は、それぞれの組織の規約に基づき、役員を置き、組織体制を決め、活動計画を定められており、積極的に訓練を実施、または、訓練に参加されているところです。

三木市は、災害時における①安否確認②救出活動③避難（誘導）行動④要援護者の避難支援を自主防災組織に求めておりますが、そのための組織体制について、詳細は決めておりません。

これは、自主防災組織ごとに、自治会内の警戒エリアの有無や住まれている方の人数等の規模が違う事で、役員数や組織体制に独自性が生じているからです。

しかしながら、現在の自主防災組織の体制では地震等における災害時に一次避難所の開設・運営についての不安があり、災害時には迅速かつ確実に動ける体制を作るためにも、マニュアル等の作成が必要であるとのことですので、危機管理課も自由が丘地区といっしょになります、災害時には迅速かつ確実に動ける体制作りに協力したいと考えます。

なお、一次避難所の現地確認に関しましても、日程を調整し伺いたいと考えます。

#### <一次避難所とは>

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に一時的に避難する場所であり、地震等の大災害では、自主防災組織で安否確認、救出活動、避難（誘導）行動、要援護者の避難支援を行う場所です。

被災を受け自宅に戻れない方は、二次避難所に移動し、そこで生活いただきます。

<× ×>

